



鳥取県公報

平成17年2月4日(金)
第7658号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び 処分通知等 (59) (行政経営推進課) 1 土地改良区の役員の就退任 (60) (西部総合事務所農林局) 3 第40期鳥取県労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦 要領 (61) (労働雇用課) 4 土地改良法による換地計画の決定 (4件) (62~65) (耕地課) 6 土地改良事業の同意 (66) (〃) 7 保安林の指定施業要件の変更予定 (67) (森林保全課) 7 都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧 (68) (都市計画課) 8
教委告示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び 処分通知等 (4) (障害児教育室) 8
労働委員 会告示	鳥取県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (1) 9
議会告示	鳥取県議会議員記章規程の一部改正 (1) (総務課)10 鳥取県議会事務局処務規程の一部改正 (2) (〃)11 鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (3) (〃)12 鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正 (4) (〃)12
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による 通知 (森林保全課)13 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 (〃)14
調達公告	随意契約の相手方の決定 (行政経営推進課)20
正 誤	平成16年11月26日付鳥取県告示第922号中訂正21

告 示

鳥取県告示第59号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成16年鳥取県規則第73号) 第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号)	第12条の3第1項及び第2項	図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出、当該届出事項の変更の届出及び当該届出に係る自動販売機等の廃止の届出	平成17年 2月7日
	第17条の3第1項及び第2項	自動販売機による利用カードの販売の届出、当該届出事項の変更の届出及び当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売の廃止の届出	〃
	第23条	優良図書等の推奨及び有害図書類の指定の要請	〃
鳥取県衛生環境研究所管理規則 (平成14年鳥取県規則第72号)	第4条第1項、第6条第1項及び第7条	鳥取県衛生環境研究所の利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃
	第10条第3項及び第11条第2項	使用料又は手数料の減免の申請及び既納使用料の還付の申請	〃
鳥取県産業技術センター条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第37号)	第3条第1項、第5条及び第6条	鳥取県産業技術センターの利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃
	第12条	分析等のための職員の派遣の依頼	〃
	第18条第2項	使用料又は手数料の減免の申請	〃
鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)	第11条第1項	甲種漁港施設の利用の届出(境漁港に係るものに限る。)	〃
鳥取県漁港漁場整備法施行細則 (昭和34年鳥取県規則第14号)	第3条	指定区域内における制限行為の承認の申請(境漁港に係るものに限る。)	〃
	第5条	危険物等の荷役の許可の申請(境漁港に係るものに限る。)	〃
	第8条、第10条及び第11条	甲種漁港施設の占用等の許可の申請、申請書の記載事項の変更の申請及び占用の廃止の届出(境漁港に係るものに限る。)	〃
	第13条、第15条及び第16条	漁港区域内における行為の許可の申請、行為の着手等の届出及び許可を受けた者の氏名等の変更の届出(境漁港に係るものに限る。)	〃
鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則 (昭和57年鳥取県規則第23号)	第27条第1項	市場施設の利用許可の申請	〃
鳥取県営鳥取空港管理規則 (昭和42年鳥取県規則第37号)	第2条及び第3条	運用時間内の空港の施設の利用等の届出及び運用時間外の空港の施設の利用等の許可の申請	〃
	第4条	空港における車両の運転等の許可の申請	〃
	第6条及び第7条	空港における爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請及び裸火の使用の許可の申請	〃
	第8条	空港内の土地等の使用の許可の申請	〃

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）	第11条第1項及び第12条第1項	収入証紙の小売さばき人の指定の申請及び収入証紙の小売さばき人の廃止又は変更の届出	”
---------------------------	------------------	--	---

鳥取県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年2月4日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理事 安 井 勉 米子市皆生一丁目15 - 18
 ” 永 見 新 一 米子市両三柳2185
 ” 廣 東 理 一 米子市車尾223
 ” 竹 中 敬 司 米子市目久美町299
 ” 松 本 要 米子市旗ヶ崎五丁目 1 - 38
 ” 門 脇 憲 晃 米子市夜見町140
 ” 井 田 昭 米子市富益町1150
 ” 井 田 義 美 米子市和田町2536
 ” 藤 岡 龍 二 米子市彦名町4901
 ” 吉 岡 登 米子市葭津1816
 ” 岡 田 喬 境港市新屋町600
 ” 阿 部 隆 境港市高松町168
 ” 清 水 浄 境港市上道町538 - 1
 ” 築 谷 克 己 境港市渡町2135
 ” 柏 木 慶 境港市清水町709
 監事 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目 1 - 32
 ” 安 田 知 史 米子市大篠津町964
 ” 濱 武 夫 境港市花町60 - 2
 平成17年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 畑 岡 勝 成 米子市上福原二丁目 4 - 41
 ” 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目 1 - 32
 ” 永 見 新 一 米子市両三柳2185
 ” 廣 東 理 一 米子市車尾六丁目 7 - 10
 ” 竹 内 寿 朗 米子市目久美町295
 ” 松 本 克 博 米子市夜見町148
 ” 井 田 昭 米子市富益町1150
 ” 井 田 義 美 米子市和田町2536
 ” 藤 岡 龍 二 米子市彦名町4901
 ” 吉 岡 登 米子市葭津1816
 ” 足 立 輝 夫 境港市麦垣町30 - 1

” 阿 部 隆 境港市高松町168
” 足 立 米 境港市上道町541
” 築 谷 克 己 境港市渡町2135
” 柏 木 慶 境港市清水町709
監 事 三 島 伸 治 米子市安倍908
” 安 田 知 史 米子市大篠津町964
” 濱 武 夫 境港市花町60 - 2
平成17年1月21日就任 任期平成21年1月20日まで

鳥取県告示第61号

労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第40期鳥取県労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

第40期鳥取県労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

1 推薦する者の資格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に該当する者でないこと。

3 推薦手続

- (1) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
- (2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦することができる候補者の数

制限はないが、2人以上の場合は、順位を付けること。

5 推薦期間

平成17年2月4日から同月24日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

事務所所在地
(電話番号)
労働組合又は
使用者団体名

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴

鳥取県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日野川左岸地区（黒坂工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年2月4日から同月25日まで

3 縦覧に供する場所

日野町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日野川左岸地区（津地工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年2月4日から同月25日まで

3 縦覧に供する場所

日野町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第8工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成17年2月4日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
南部町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第11工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成17年2月4日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
南部町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業福本地区区画整理）について、平成17年1月31日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第67号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町北方字乙石山694の1、字畑ヶ谷山857の1、858の1、858の2、字姥ヶ谷山859、861から864まで、字法華原山865、866、871、873、874、字鉦谷山878の1、878の2、882、下中谷字蕨谷尻山2327から2329まで、2330の1、2331の1、字ヨツキ谷山2358、字金ヶ谷3195の1から3195の23まで、3196、字大石谷尻3226、3227、3227の1、3249、字大石谷3251、字棚田3260、3261、字驛牛山3262の1（次の図に示す部分に限る。）、3262の2、3263、3264、3265の4、3267、3268、3269の1から3269の3まで、3270、3271の1から3271の9まで、3272から3277まで、3277の1（次の図に示す部分に限る。）、3278、3280から3283まで、3291の2から3291の4まで、3292から3300まで、3300の1、3301から3308まで、大木屋字下切明209の1、209の2、210の1、210の2、211の1、213の2、字岩平687の2から687の4まで、691の3、695の1、字小門谷762、字若芽ヶ谷763の1、764

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

下中谷字大石谷尻3226、3227、3227の1、3249、字棚田3260、3261、大木屋字下切明209の1、209の2、210の1、210の2、211の1、213の2、字小門谷762、字若芽ヶ谷763の1

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県国土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次

のとおり定めたので、告示する。

平成17年2月4日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）	第24条第1項	免許状授与（交付）証明書の交付の申請	平成17年 2月7日

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

鳥取県労働委員会事務局処務規程（平成10年鳥取県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成17年2月7日から施行する。

平成17年2月4日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(文書の保存期間) 第2条 文書の保存期間については、次に掲げるものを永久保存とするほか、知事の事務部局の例による。 (1)及び(2) 略 (3) <u>労働組合法（昭和24年法律第174号）第11条第1項の証明に関する文書</u> (4) <u>労働組合法第18条第1項の決議に関する文書</u> (5) <u>前2号のほか、不当労働行為の審査等並びに</u>	(起案文書の記号及び番号) 第2条 <u>起案文書には、「鳥労委」の記号及び番号を所定欄に記載するものとする。</u> (文書の保存期間) 第3条 文書の保存期間については、次に掲げるものを永久保存とするほか、知事の事務部局の例による。 (1)及び(2) 略

労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する文章
 (6) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を労働委員会に委任する規則(平成14年鳥取県規則第15号)の規定に基づき鳥取県労働委員会に委任された鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)第4条第1項のあっせんに関する事務に関する文書

(7) 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会第1号)第25条第1項の決定に関する文書

(文書等の取扱い)

第3条 前条に定めるもののほか、鳥取県労働委員会事務局の文書等の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。

(公印の種類等)

第4条 略

別表 (第4条関係) 略

(文書の取扱い)

第4条 前2条に定めるもののほか、鳥取県労働委員会事務局の文書の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。

(公印の種類等)

第5条 略

別表 (第5条関係) 略

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会議員記章規程(昭和38年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成17年2月4日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式(第1条関係) 略 1・2 略 3 裏笠は、次のいずれかとする。 (1) <u>水雷型(7.5ミリメートル×19ミリメートル)ネジ止め</u> (2) <u>タイタック式(直径9ミリメートル)ピン止め</u>	別記様式 略 1・2 略 3 裏笠は <u>水雷型(7.5ミリメートル×19ミリメートル)ネジ止めとし、裏面に「鳥取県議会議員記章」と刻印する。</u>

4 前項第1号の場合は裏笠の裏面に、同項第2号の場合は金属部分の裏面に、「鳥取県議会議員印章」と刻印する。

5 略

4 略

附 則

この告示は、平成17年2月4日から施行する。

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年2月4日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線又は下線で示すとおり改正する。

改 正 後			改 正 前				
(代決) 第5条 正当決裁者が不在のときは、局務に限り、次の表に示す順位により、その事務を代決することができる。			(代決) 第5条 正当決裁者不在の時は、局務に限り次の表に示す順序によりその事務を代決する。				
代決の順位	第1順位者	第2順位者	代決の順序	第1次	第2次	第3次	第4次
正当決裁者			正当決裁者				
議長	副議長	局長	議長	副議長	局長	次長が置かれている場合 次長	主務課長
局長	次長が置かれている場合 次長	主務課長	局長	次長が置かれていない場合 主務課長		次長が置かれていない場合 主務課長	
課長	課長補佐		局長	次長が置かれている場合 次長	主務課長		
総括補佐	課長があらかじめ定める上席の吏員		局長	次長が置かれていない場合 主務課長	予め局長が指定した順序により他の課長		
			課長	その課の課長補佐（課長補佐を置かない課にあつては主幹）	課の上席の事務職員		
(文書及び公印の取扱い) 第9条 事務局の文書及び公印の取扱いに関しては、次項から第4項までに定めるもののほか、次の規程の例による。 (1) 鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程（平成16年鳥取県訓令第13号。以下「文書事務管理規程」という。）			(文書及び公印の取扱い) 第9条 事務局の文書及び公印の取扱いに関しては、次の規程の例による。ただし、公印の種類、ひな形及び寸法は、別表に定めるところによる。 (1) 鳥取県文書管理規程（平成5年鳥取県訓令第1号）				

平成17年2月4日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>必要な事項を記載した申込書を議長に提出する方法</u></p> <p>(2) <u>県の使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と<u>請求者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続し、請求者の使用する電子計算機から必要な事項を入力する方法</u></p> <p>7・8 略</p>	<p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 申込書を議長に提出する方法</p> <p>(2) <u>電子計算機を使用して電気通信回線を通じて県議会のホームページに接続し、必要な情報を県の使用する電子計算機に送信する方法</u></p> <p>7・8 略</p>

附 則

この告示は、平成17年2月7日から施行する。

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)広井仁志の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る西伯郡南部町東上字ナメラ谷1311の2、1318の5の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成17年1月14日付鳥取県告示第15号)の内容
(告示の内容)
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡南部町東上字ナメラ谷1311の2、1318の5

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成16年12月24日付農林水産省告示第2215号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

駒場 清太郎	日野郡日南町新屋字野組1848の6
山浦 萬太郎	〃
長谷川 豊治郎	〃
村本 善太郎	〃
坂田 吉太郎	〃
山浦 作太郎	〃
秋末 丑太郎	〃
坪倉 富三郎	〃
松尾 康	〃
出垣 富三郎	〃
増浦 芳太郎	〃
増原 ぜん	〃
木山 茂美	〃

出垣 嶺一	〃
出垣 関松	〃
松岡 傳次郎	〃
名越 繁雄	〃
名越 峯太郎	〃
駒場 清太郎	日野郡日南町新屋字野組1848の23 (次の図に示す部分に限る。)
山浦 萬太郎	〃
長谷川 豊治郎	〃
村本 善太郎	〃
坂田 吉太郎	〃
山浦 作太郎	〃
秋末 丑太郎	〃
坪倉 富三郎	〃
松尾 康	〃
出垣 富三郎	〃
増浦 芳太郎	〃
増原 ぜん	〃
木山 茂美	〃
出垣 嶺一	〃
出垣 関松	〃
松岡 傳次郎	〃
名越 繁雄	〃
名越 峯太郎	〃
船越 定治	日野郡日南町新屋字野組1854
〃	日野郡日南町新屋字野組1855
夏目 たけ	日野郡日南町新屋字野富1868
長尾 有實	日野郡日南町新屋字高橋山1871
尾川 喜作	日野郡日南町新屋字平吹1872
有限会社美保産業 代表者	日野郡日南町上石見字山根鉄山所1263
安達 菊次郎	日野郡日南町上石見字正カク1283
長谷川 庫蔵	〃
後藤 角太郎	〃
藤定 近蔵	〃
清水 隆美	日野郡日南町中石見字中大倉山1548の1
槇原 保雄	〃
長谷川 祐次	日野郡日南町花口字大原山1989の2 (次の図に示す部分に限る。)
田邊 覺治	〃
山形 正清	〃
安達 源治	〃
新田 武一	〃
渡邊 民久	〃
池田 優	〃

福村 重隆	〃
達磨 好雄	〃
新田 勲	〃
山形 一男	〃
北村 力藏	〃
柴田 唯雄	〃
矢吹 達行	〃
出川 源次郎	〃
槇原 磯吉	〃
田後 穰	日野郡日南町花口字花口東山1995の25
〃	日野郡日南町花口字花口東山1995の27から1995の31まで
田邊 幹夫	日野郡日南町花口字花口東山1995の134
新田 壽美	〃
宇田 秀蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3084の2 (次の図に示す部分に限る。)
小谷 卯平	〃
佐伯 藤太郎	〃
宇田 松蔵	〃
小谷 峯蔵	〃
槇原 モト	〃
佐伯 亀太郎	〃
廣瀬 廣三郎	〃
中田 武五郎	〃
廣瀬 作平	〃
長谷川 勝蔵	〃
槇原 亀太郎	〃
福田 定次郎	〃
木元 源太郎	〃
槇原 市次郎	〃
庄原 右太郎	〃
田枝 武義	〃
福田 久亀	〃
小谷 真市	〃
小谷 寅槌	〃
荒木 宏寿	〃
福田 角太郎	〃
福田 けえ	〃
後藤 菊野	〃
小谷 政次郎	〃
小谷 一正	〃
槇原 萬太郎	〃
柴田 伊藏	〃
瀧田 み弥	〃
西川 君代	〃

瀧田 傳三郎	〃
内田 貞市	〃
山田 要治郎	〃
勝部 雅義	〃
灘波 貞一郎	〃
槇原 常治郎	〃
佐伯 仁	〃
宇田 秀蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3084の4 (次の図に示す部分に限る。)
小谷 卯平	〃
佐伯 藤太郎	〃
宇田 松蔵	〃
小谷 峯蔵	〃
槇原 モト	〃
佐伯 亀太郎	〃
廣瀬 廣三郎	〃
中田 武五郎	〃
廣瀬 作平	〃
長谷川 勝蔵	〃
槇原 亀太郎	〃
福田 定次郎	〃
木元 源太郎	〃
槇原 市次郎	〃
庄原 右太郎	〃
田枝 武義	〃
福田 久亀	〃
小谷 真市	〃
小谷 寅槌	〃
荒木 宏寿	〃
福田 角太郎	〃
福田 けえ	〃
後藤 菊野	〃
小谷 政次郎	〃
小谷 一正	〃
槇原 萬太郎	〃
柴田 伊蔵	〃
瀧田 み弥	〃
西川 君代	〃
瀧田 傳三郎	〃
内田 貞市	〃
山田 要治郎	〃
勝部 雅義	〃
灘波 貞一郎	〃
槇原 常治郎	〃

佐伯 仁	〃
宇田 秀蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3085 (次の図に示す部分に限る。)
小谷 卯平	〃
佐伯 藤太郎	〃
宇田 松蔵	〃
小谷 峯蔵	〃
槇原 モト	〃
佐伯 亀太郎	〃
廣瀬 廣三郎	〃
中田 武五郎	〃
廣瀬 作平	〃
長谷川 勝蔵	〃
槇原 亀太郎	〃
福田 定次郎	〃
木元 源太郎	〃
槇原 市次郎	〃
庄原 右太郎	〃
田枝 武義	〃
福田 久亀	〃
小谷 真市	〃
小谷 寅槌	〃
荒木 宏寿	〃
福田 角太郎	〃
福田 りえ	〃
後藤 菊野	〃
小谷 政次郎	〃
小谷 一正	〃
槇原 萬太郎	〃
柴田 伊藏	〃
瀧田 み弥	〃
西川 君代	〃
瀧田 傳三郎	〃
内田 貞市	〃
山田 要治郎	〃
勝部 雅義	〃
灘波 貞一郎	〃
槇原 常治郎	〃
佐伯 仁	〃
槇原 義治	日野郡日南町神戸上字焼山下モ蔵3146の1
〃	日野郡日南町神戸上字焼山下モ蔵3147の1
佐伯 啓市	日野郡日南町神戸上字桑平隠地山3195
伊田 忍五郎	〃
福田 定次郎	〃

木元 源太郎	〃
福田 亀治郎	〃
山田 要治郎	〃
宇田 源太郎	〃
広瀬 広三郎	〃
佐伯 藤太郎	〃
長谷川 勝蔵	〃
宇田 秀蔵	〃
小谷 重太郎	〃
佐伯 亀太郎	〃
小谷 友次郎	〃
槇原 毛卜	〃
渡邊 直太郎	日野郡日南町神戸上字隠地3273
福田 栄文	〃
伊田 梅太郎	〃
小谷 文太郎	〃
槇原 兼三郎	〃
高橋 茂三郎	〃
金田 長太郎	〃
福田 定次郎	〃
田辺 多三郎	〃
宇田 源太郎	〃
山岡 久三郎	〃
小谷 重太郎	〃
長谷川 勝蔵	〃
佐伯 元四郎	〃
小谷 亀太郎	〃
金田 治三郎	〃
田川 とみ	〃
高橋 茂三郎	日野郡日南町神戸上字大倉山3331
槇原 兼三郎	〃
渡邊 直太郎	〃
伊田 梅太郎	〃
福田 定次郎	〃
福田 栄文	〃
小谷 文太郎	〃
金田 長太郎	〃
田辺 多三郎	〃
宇田 源太郎	〃
山岡 久三郎	〃
小谷 重太郎	〃
佐伯 元四郎	〃
小谷 亀太郎	〃

宇田 卯三郎	〃
金田 繁義	〃
田辺 一海	〃
金田 治三郎	〃
田川 とみ	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 基幹ネットワークスイッチ及び本庁ギガ化機器の賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成16年11月8日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 106,074,360円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部行政経営推進課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成16年11月26日付鳥取県告示第922号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	下から12	636の2	636の1

